
_____様

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

社会福祉法人六高台福祉会
短期入所生活介護事業所松寿園

介護予防短期入所生活介護 契約書別紙

[重要事項説明]

<2024年11月1日現在>

指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人六高台福祉会(以下「事業者」という。)が開設する指定短期入所生活介護事業所松寿園(以下「事業所」という。)は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等(以下「従業者」という。)要支援状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者(法人及び事業所)の概要

(1)法人の概要

法人名	社会福祉法人六高台福祉会
所在地	〒270-2203 千葉県松戸市六高台2丁目19番地の2
設立年月日	昭和61年9月11日
代表者	理事長 正田 貴之
連絡先	電話:047-386-6357 FAX:047-387-8720

(2)事業所の概要

事業所名	短期入所生活介護事業所松寿園
所在地	〒270-2203 千葉県松戸市六高台2丁目19番地の2
開設年月日	昭和62年4月1日
管理者名	齋藤 直人
サービス提供地域	松戸市・柏市・鎌ヶ谷市 ※送迎含む
連絡先	電話:047-386-6357 FAX:047-387-8720 mail:tankisoudanin@rokkoudai.net

(3)営業日と定員

営業日	月曜日～日曜日まで(ただし年末年始の入居及び退居を除きます)
定員	20人

(4)短期入所生活介護事業所の職員体制

(人)

資格	常勤	非常勤	業務内容	計	
管理者	兼1	0	管理	兼1	
医師	0	兼2	医療	兼2	
生活相談員	1	0	相談	1	
(管理)栄養士	1	0	栄養管理	1	
機能訓練指導員	1	0	機能訓練	1	
事務職員	兼4	兼1	事務	兼5	
介護・看護職員	看護師(保健師)	1	1	看護	2
	准看護師	0	1兼	介護	1
	介護福祉士	7(兼1)	1	介護	8
	初任者研修 実務者研修修了者	1	2	介護	3
	その他	0	1	介護	1

(5)短期入所生活介護事業所の設備の概要

建物の構造:鉄筋コンクリート造陸屋根瓦葺地下1階月4階建

定員	20名	静養室	
居室	4人部屋	3室(1室36.65㎡)	医務室
	3人部屋	2室(1室31.95㎡)	食堂
	1人部屋	2室(18.3㎡)	
浴室	一般浴槽と特殊浴槽(2種)があります。	機能訓練室	1室
		談話室	1室

3 サービスの概要

(1)介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。「4料金」をご確認ください。

【介護予防短期入所生活介護計画の作成】

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。介護予防短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

【介護】

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

- ア 適切な方法により、一週間に2回以上、入浴又は清拭を行います。
- イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。
- ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。
- エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。
- オ 常時1人以上の介護職員を介護に従事させます。

【食事】

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

ア 朝食 8:00～10:00

イ 昼食 12:00～14:00

ウ 夕食 18:00～20:00

【機能訓練】

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

【健康管理】

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

【相談及び援助】

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2)介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

【特別な食事】

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

【特別な居室】

利用者又は代理人のご希望に基づいて特別な居室を提供します。

【教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動】

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

【理美容サービス】

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

【音楽療法】

六高台福祉会が契約している専門家による音楽療法を定期的に行います。

4 料金

(1)利用料金

	負担割合	多床室・従来型個室の場合	
		1日の利用料金	介護保険適応時の利用料金【1日分】
要支援1	1割負担	4,758円	476円
	2割負担		952円
	3割負担		1,428円
要支援2	1割負担	5,918円	592円
	2割負担		1,184円
	3割負担		1,776円

加算項目	負担割合	1日の利用料金	介護保険適応時の利用料金【1日分】
①送迎加算 *片道につき	1割負担	1,941円	195円
	2割負担		389円
	3割負担		583円
②機能訓練体制加算	1割負担	126円	13円
	2割負担		26円
	3割負担		38円
③生活機能向上 連携加算(Ⅰ) ※3ヶ月に1回を限度	1割負担	1,055円	106円/3月
	2割負担		211円/3月
	3割負担		317円/3月
④生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	1割負担	2,110円	211円
	2割負担		422円
	3割負担		633円
⑤療養食加算	1割負担	84円	9円
	2割負担		17円
	3割負担		26円
⑥緊急短期入所 受入加算	1割負担	949円	95円
	2割負担		190円
	3割負担		285円
⑦個別機能訓練加算	1割負担	590円	59円
	2割負担		118円
	3割負担		177円
⑧口腔連携強化加算	1割負担	527円	53円(月1回)
	2割負担		106円(月1回)
	3割負担		159円(月1回)
⑨生産性向上推進 体制加算(Ⅰ)	1割負担	1,055円	106円(月1回)
	2割負担		211円(月1回)
	3割負担		317円(月1回)
⑩生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	1割負担	105円	11円(月1回)
	2割負担		21円(月1回)
	3割負担		32円(月1回)
⑪介護職員等処遇改善 加算	厚生労働大臣が定める基準内容に適した場合の 介護報酬(1000分の140に相当する単位数)		

※上記各加算については、施設の職員体制及び利用者の状態により加算される場合があります。

減算料金

身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数 (例外的に身体拘束を行なう場合において、研修や委員会の開催、記録等の書類に不備がある場合)
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数 (感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数 (虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合)

(2)その他の料金(自己負担)

- ①滞在費相当分 多床室の場合 1日あたり 915 円
(所得状況に応じて減免する場合があります。)
- 従来型個室の場合 1日あたり1,231円
(所得状況に応じて減免する場合があります。)
- ②食費 朝食 500 円 (キャンセルは前日の16:00まで受付いたします。)
- 昼食 620 円 (キャンセルは当日の9:00まで受付いたします。)
- 夕食 580 円 (キャンセルは当日の13:00まで受付いたします。)
- (所得状況等に応じて減免する場合があります。)
- ③特別な食事 1食あたり150円
- ④理美容代 実費(施術後現金で直接お支払いいただきます。)
- ⑤その他 介護保険適応以外のものについては、全額自己負担となります。

※負担限度額一覧(1日あたり)

	滞在費	食費
第1段階	0円	300円
第2段階	430円	600円
第3段階①	430円	1,000円
第3段階②	430円	1,300円
第4段階	915円	1,700円

(3)キャンセル料

入居前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

入居前の前日午後5時までにご連絡頂いた場合	無料
入居前の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	利用料全額

(4)支払方法

短期入所生活介護をご利用後、月末まで翌月10日頃に請求書を発行いたします。

お支払い方法は、現金払い(松寿園受付にて)、指定口座から自動引落とし(翌月27日)、お振込みの中からご選択いただけます。

お振込み指定口座:三菱UFJ銀行 松戸西口支店 普)4733786

※引落の際お客様負担手数料は必要ありません。振込手数料はご負担をお願いします。

ご契約後の変更も随時可能でございますのでご相談ください。

(5)料金の変更について

上記に定める利用料金は、介護保険給付費体系の変更、及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は契約者に対して説明をした上で、当該利用料金を変更する事が出来るものとします。

5 サービスの利用方法

(1)サービスの利用申し込み

担当のケアマネジャーを通じお申し込みください。ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。(例:7月1日より10月のご予約をお受けいたします)

(2)サービス利用契約の終了

①お客様のご都合でサービス利用契約を終了する場合

実際に短期入所生活介護をご利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約出来ます。

この場合、その後の予約は無効となります。

②自動終了

お客様が介護保険施設に入所した場合。

お客様がお亡くなりになった場合。

介護保険給付でサービスを受けているお客様の要介護認定区分が非該当(自立)・要支援1・要支援2と認定された場合。※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約をすることが出来ます。

③お客様が、サービス料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず7日以内に支払われない場合、お客様やそのご家族などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(暴言、暴力、ハラスメント含む)を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

(3)利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基準に計算します。

以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

利用者が中途退所を希望した場合。

入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合。

利用中に体調が悪くなった場合。

他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊急連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
続柄	
主治医	
病院または診療所名	
医師名	
住所	
電話番号	

6 事業所のサービスの特徴

(1) サービスコンセプト

松寿園理念	みんなの笑顔のために
	介護をとおして“生きる”をサポートします
	素晴らしかったと言える人生のために

松寿園 経営方針	地域に必要とされる事業等の展開を通し、社会貢献を積極的におこないます
	福祉と介護事業のバランスを保った経営管理をおこないます
	ゲスト・ご家族・地域・職員の満足や安心を追求します
	職員(人)を育てることを大切にします

松寿園 介護方針	介護を自分のこととして考えることを基本とします(共生)
	人が人として在り続けられる為の支援を提供します(人権)
	介護を通して人生の安心・自由・喜び(明るい社会)を支援します(社会貢献)
	みんなの声が反映されるサービスを大切にします(協同)
	自立支援型の介護を目指し、自己研鑽に励みます(専門性)

(2) 事業所利用に当たっての留意事項

面会	午前8:30~17:30 まで ※面会簿にご記入して下さい。
外出	事前にご連絡下さい。
飲酒及び喫煙	館内禁煙となっております。また、飲酒については、ご入居者の状態等により、医師より指示を受けている方もおられます。事前にご相談下さい。
設備及び器具の利用	事前にご連絡下さい。
金銭及び貴重品の管理	自己管理されて、紛失した場合の責任は負いかねます。
宗教活動	ご遠慮下さい。

7 身体拘束及び虐待の防止について

事業所は身体拘束については以下のように努めます

- ・サービスの提供にあたっては、ゲストご入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ゲストご入居者の行動を制限する行為を行いません。
- ・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ゲストご入居者またはそのご家族に対して事前に口頭および文書による説明を行ったうえ、文書による同意をいただきます。
- ・緊急やむを得ない理由により拘束した場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ・事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次のように虐待防止に努めます。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- ・虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

8 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の人権擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

13 サービス内容に関する相談・苦情

・短期入所生活介護事業所松寿園ご利用者相談・苦情担当

担当 管理者・フロアリーダー・生活相談員 電話 047-386-6357

(受付時間 月~土 8:30~17:30)

・第三者委員

鴨志田 一則 電話 047-387-0644

近藤 典夫 ☎ n.kondo@jcom.zaq.ne.jp

・その他

短期入所生活介護事業所松寿園以外に、市町村及び国保連合会(国民健康保険団体連合会)の相談・苦情窓口でも受け付けています。

市町村 松戸市

担当 介護保険課 給付班

電話 047-366-7067

国保連合会 千葉県国保連合会

担当 介護保険課苦情処理係

電話 043-254-7428

14 定款の目的に定めた事業

社会福祉事業

(1)第一種社会福祉事業

(イ)特別養護老人ホームの経営

(2)第二種社会福祉事業

(イ)老人デイサービス事業の経営

(ロ)老人短期入所事業の経営

(ハ)老人居宅介護等事業の経営

公益事業

(1) 居宅介護支援事業の経営

(2) 地域包括支援センターの受託運営

(3) サービス付き高齢者向け住宅事業の経営

(4) 松戸市介護予防・日常生活支援総合事業の経営

(5)社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(介護福祉士等の養成事業)の経営

(6)福祉有償運送事業の経営

15 施設・事業所の拠点等

特別養護老人ホーム

2カ所

短期入所生活介護(介護予防実施)

1カ所

通所介護(介護予防実施)

1カ所

認知症対応型通所介護

1カ所

訪問介護(介護予防実施)

1カ所

居宅介護支援事業

2カ所

地域包括支援センター(介護予防実施)

2カ所

サービス付き高齢者向け住宅

1カ所

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

<事業者名> 社会福祉法人六高台福祉会

<住所> 松戸市六高台2丁目19番地の2

<代表者名> 理事長 正田 貴之

<説明者名>

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名>

<家族代表者又は代理人氏名>